

28~30日 各種サービス停止

ネットワークメンテナンス作業に 伴い下記の期間中、該当サービスの 全ての機能が利用できなくなります。 ❖図書館₽₽全般

- 時 12月28日 (1)午後 1 時~29日 (火)正午
- ◆中央図書館(☎042-465-0823)
- ❖市Ⅲ全般
- 問12月29日炒午前0時~正午
- ◆秘書広報課Ⅲ(☎042-460-9804)
- ❖市への電子メール(全ての送受信)
- 問 12月28日例午後6時~30日似午 後5時
- ❖公共施設予約管理システム全般
- 聞12月29日似午前9時~正午

税・届け出・年金

事業主の皆さんへ 「eLTAX(電子申 告・電子申請)が便利です」

「eLTAX」は、地方税の申告や届け出 などの手続きを、インターネットを利用 して電子的に行うシステムです。対象と なる税目と内容は次のとおりです。

- ●個人住民税(給与支払報告書、特別徴 収義務者の所在地・名称等変更届出書、 給与所得者異動届出書ほか)
- ●法人市民税(申告書、設立·設置届出書、 異動届出書)
- ●固定資産税(償却資産申告書) 「eLTAX」利用開始の手続きや操作方法 などは、eLTAX Ⅲをご確認ください。 ❖問い合わせ先

□法人の電子証明書取得方法・eLTAX eLTAXヘルプデスク

(ナビダイヤル **a** 0570 - 081459・IP電 話やPHSなどから **1**03-5500-7010) ※平日午前9時~午後5時(年末年始を 除く)

□個人の市・都民税(特別徴収)

◆市民税課Ⅲ

 $(\mathbf{m} 042 - 460 - 9827 \cdot 9828)$

□法人の市民税

- □固定資産税(償却資産)

国民年金保険料の追納制度

免除・猶予・学生納付特例などの承認 を受けた期間は、10年以内に限り遡っ て保険料を納めることができます(追納)。

追納することで、老齢基礎年金の受給 額を増やすことができます。また追納す る場合は、古い保険料からになります。

□平成28年3月末日までに追納する場 合の保険料(月額)

(全類免除・納付添予・学生納付特例の場合)

(主観光际・桝竹畑丁・子土桝竹村桝の場合)		
年度	保険料(月額)	
平成17年度	14,880円	
平成18年度	14,930円	
平成19年度	14,960円	
平成20年度	15,090円	
平成21年度	15,160円	
平成22年度	15,430円	
平成23年度	15,220円	
平成24年度	15,070円	
平成25年度	15,040円	
平成26年度	15,250円	
平成27年度	15,590円	

※平成24年度以前の保険料には加算額が含 まれています。

※一部免除の追納は、時効内に一部の保 険料を納付している必要があります。 ※65歳の前日以降、または老齢基礎年 金の繰り上げ請求を行っている場合は、 追納できません。

甲保険年金課(田無庁舎2階)・市民課 (保谷庁舎1階)・問の窓□へ

問武蔵野年金事務所

 $(\mathbf{m} 0422 - 56 - 1411)$ ◆保険年金課Ⅲ

 $(\mathbf{m} 042 - 460 - 9825)$

福祉・子育て

離職者のための住居確保給付金

就労能力・意欲のある離職者で、住宅 を失っている、またはその恐れのある方 を対象として、住まいの確保と再就職に 向けた支援を行います。住居確保給付金 の支給要件、再就職に向けたプログラム など詳細は、下記へお問い合わせくださ い(平日午前9時~午後4時)。市中で もご覧になれます。

◆生活福祉課保

 $(\mathbf{m}042 - 438 - 4023)$

介護保険事業者ガイドブック (改訂版)を発行

介護保険事業者ガイドブックには、西 東京市介護保険連絡協議会に参加し、市 と連携して介護保険サービスを提供して いる事業者を掲載しています。ぜひご活 用ください。

□配布場所 高齢者支援課(保谷保健福 祉総合センター1階・田無庁舎1階)・ 各出張所・各地域包括支援センター

◆高齢者支援課保

 $(\mathbf{m} 042 - 438 - 4032)$

ひとり親家庭等医療費助成制度 ~親 医療証をお送りします~

本制度は18歳に達した日に属する年 度末日(障害がある場合は20歳未満)ま での児童のいるひとり親家庭および、ひ とり親家庭に準ずる家庭に対し、保険診 療で掛かった医療費の自己負担分を助成 するものです。現況届を提出し、平成 27年度ひとり親家庭等医療費助成制度 に該当した方へ、今月末に新医療証(平 成28年1月1日~12月31日有効)を郵 送します。現況届を未提出の方は、至急 ご提出ください。

◆子育て支援課Ⅲ

 $(\mathbf{m} 042 - 460 - 9840)$

くらし・スポーツ

図書館の特別整理休館

蔵書点検のため、下記の日程で順次休 館します。該当館以外は開館しています。 ご理解・ご協力をお願いします。

館名	休館期間(平成28年)
柳沢	1月19日(火)~21日(木)
中央	26日(火)~28日(木)
保谷駅前	2月 2日(火)~ 4日(木)
芝久保・谷戸	16日(火)~18日(木)
ひばりが丘	23日(火)~25日(木)

◆中央図書館(☎042-465-0823)

スポーツ施設利用者登録の更新

平成23年3月31日までにスポーツ施 設の利用者登録をした個人・団体は、5 年の有効期限が切れるため登録の更新が 必要です(既に更新済みの場合を除く)。 ※対象の個人・団体は、平成28年1月

1日 紀以降に公共施設予約管理システム ヘログインした際、メニューの上に有効 期限が表示されます。

□対象施設 スポーツセンター・総合体 育館・きらっと・武道場・向台運動場・ 芝久保運動場・芝久保第二運動場・ひば りアム・東町テニスコート・健康広場・ 市民公園グラウンド

□受付期間 平成28年1月4日(1)~31 日田(1月5日)以は休館)

□受付場所 スポーツセンター・総合体 育館・きらっと

□提出書類

- ●個人登録(高校生以上のテニスコート 利用者)…利用者登録届書・本人確認 書類(本人による提示)
- ●団体登録(10人以上(テニスコートは 4人以上)で構成された団体)…利用者 登録届書・団体登録名簿・代表者また は担当者の本人確認書類(本人による

※市内在勤・在学の方は、それを証明す る書類(写し可)の提示が必要です(市内 在住者が過半数に満たない団体のみ)。

※登録届書などは、受付場所で配布。

市田からもダウンロード可

※利用者登録証を発行するため、受け付 けに時間がかかる場合があります。

※1団体による複数登録や虚偽の申請は おやめください。

※有効期限に関わらず、登録内容に変更 が生じた場合は、その都度受付場所へ届 け出てください。

間スポーツセンター

 $(\mathbf{m} 042 - 425 - 0505)$

◆スポーツ振興課保

 $(\mathbf{m}042 - 438 - 4081)$

市政・選挙

補助金・負担金の概要の公表

「市にはどのような補助制度があるの か」「補助金を使って、どのようなことが 行われているのか」などの疑問にお答え し、平成26年度に支出した補助金・負 担金の事業目的・補助内容や、補助金を 受けている主な団体の概況などを公表し ています。

資料は、情報公開コーナー(両庁舎1 階)・市IPでご覧になれます。

◆企画政策課Ⅲ

 $(\mathbf{m}042 - 460 - 9800)$

固定資産税の減額

◆資産税課Ⅲ(☎042-460-9830)

住宅耐震改修工事

昭和57年1月1日以前から市内にあ る住宅に耐震改修工事を行い、次の要件 を満たしている場合、改修工事が完了し た年の翌年度分の当該家屋に係る固定資 無庁舎4階)へ申告する 額します(都市計画税は含まない)。

□減額要件

無庁舎4階)へ申告する

②平成27年12月31日までに改修工事を を行う 完了した家屋

③1戸当たりの改修工事費用が50万円超 超(補助金などを除く自己負担額)

□必要書類

①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の 減額適用申告書

②固定資産税減額証明書

③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にある 家屋にバリアフリー改修工事を行い、次 の要件を満たしている場合、改修工事が 完了した年の翌年度分の当該家屋に係る 固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分 の1減額します(都市計画税は含まない)。 民票の写し ●要介護または要支援…そ

減額要件

①改修工事後3カ月以内に資産税課(田

産税を、住宅面積120㎡まで2分の1減 ②65歳以上の方、要介護・要支援認定 付を受けたことが確認できる書類 を受けている方、または障害のある方が 居住する家屋(賃貸住宅を除く)

①改修工事後3カ月以内に資産税課(田 ③平成19年4月1日~平成28年3月31 日に一定のバリアフリー改修工事(※1)

④1戸当たりの改修工事費用が50万円

⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に 伴う減額を受けていない家屋

□必要書類

①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資 産税の減額適用申告書

②改修工事の内容などを確認できる書類 (工事明細書・現場の写真など) およびバ リアフリー改修工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票の写し

④改修住宅の居住者の要件により次のい ずれかの書類 ●65歳以上…その方の住 の方の介護保険被保険者証の写し ●障 害のある方…その方の障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交 超

※1 一定のバリアフリー改修工事…廊 伴う減額を受けていない家屋 下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便□□必要書類 所の改良、手すりの設置、屋内の段差の ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産 解消、引き戸への取り換え工事、床表面 税の減額適用申告書 の滑り止め化

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にあ ④納税義務者の住民票の写し る住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工 ※2 一定の熱損失防止改修工事…窓・ 事を行い、次の要件を満たしている場合、 床・天井・壁の断熱性を高める改修工事 改修工事が完了した年の翌年度分の当該 (外気などと接するものの工事で、窓の 家屋に係る固定資産税を、住宅面積120 改修を含めた工事であることが必須)

㎡まで3分の1減額します(都市計画税 は含まない)。

□減額要件

①改修工事後3カ月以内に資産税課(田 無庁舎4階)へ申告する

②平成20年4月1日~平成28年3月31 日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失 防止改修」)(※2)を行う

③1戸当たりの改修工事費用が50万円

④現在、新築住宅軽減および耐震改修に

②熱損失防止改修工事証明書

③熱損失防止改修工事費用の領収書の写 U